

資料編

1

計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和5年11月1日	第25回富山市子ども・子育て会議 (富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会) ・第3期富山市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた「ニーズ調査」及び「子どもの生活実態に関する調査」について
令和5年11月28日～12月25日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査 (就学前児童または小学生を持つ保護者、計10,000人を対象に実施)
令和5年12月5日～22日	子どもの生活実態調査 (小学5年生及び中学2年生とその保護者、計6,455人を対象に実施)
令和5年10月29日 令和6年1月28日・2月1・4日	子ども・若者・子育て世帯へのアンケート調査 (市内3会場で子どもや若者、子育て当事者を対象に実施)
令和6年3月19日	第26回富山市子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・富山市こども計画に関する調査について ①子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査について ②子どもの生活実態調査について ③子ども・若者・子育て世帯へのアンケート調査等について
令和6年5月23日	第1回富山市こども計画策定委員会（庁内会議） ・富山市こども計画の策定について
令和6年5月29日	第27回富山市子ども・子育て会議 ・富山市こども計画の策定について
令和6年10月15日	第2回富山市こども計画策定委員会（庁内会議） ・（仮称）富山市こども計画の素案について
令和6年10月25日	富山市要保護児童対策地域協議会代表者会議 ・（仮称）富山市こども計画の素案に対する意見を伺う。
令和6年10月28日	第28回富山市子ども・子育て会議 ・（仮称）富山市こども計画の素案について ・第2期富山市子ども・子育て支援事業実施状況について
令和6年11月20日	第29回富山市子ども・子育て会議 ・（仮称）富山市こども計画の素案について
令和6年12月13日 ～令和7年1月6日	パブリックコメントの実施
令和7年1月14日	第3回富山市こども計画策定委員会（庁内会議） ・（仮称）富山市こども計画（案）について
令和7年1月20日	第30回富山市子ども・子育て会議 ・（仮称）富山市こども計画（案）について

2 富山市子ども・子育て会議（富山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）

◆ 設置根拠

富山市社会福祉審議会条例（平成17年4月1日施行）

富山市社会福祉審議会運営要領（平成17年4月1日施行）

※上記により設置した児童福祉専門分科会を「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て会議に位置付けている。

◆ 主な所掌事務

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第2項に規定する特定教育・保育施設及び第43条第2項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること
- ・子ども・子育て支援法第61条第7項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定または変更に関し、意見を述べること
- ・子ども・子育て支援法第72条第1項第4号に規定する子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議
- ・その他、児童福祉に関する事項の調査審議

◆ 委員名簿

令和7年1月31日時点

	氏 名	所属団体・役職名	備 考
1	浅岡 弘彦	富山市児童クラブ連絡協議会会長	
2	池館 竜一	富山市認定こども園協議会会長	
3	池淵 晃	富山市小学校長会副会長	
4	石動 瑞代	富山短期大学幼児教育学科教授	
5	井上美友紀	富山市PTA連絡協議会副会長	
6	草野 寛明	富山市私立幼稚園・認定こども園協会会長	
7	棚瀬 静香	富山市地域児童健全育成指導員連絡協議会会長	
8	棚橋 京子	富山市母子寡婦福祉連合会会長	
9	西館 有沙	富山大学教育学部准教授	
10	橋本 英徳	富山商工会議所事務局長	
11	宮田 伸朗	富山短期大学名誉教授	会 長
12	八木 信一	富山市医師会理事	
13	山村 敏博	富山市民生委員児童委員協議会会長	
14	和田 麗子	富山市母親クラブ連絡協議会相談役	

※五十音順、敬称略

3 富山市こども計画策定委員会

◆ 設置根拠

富山市こども計画策定委員会設置要綱（令和6年5月13日施行）

◆ 主な所掌事務

- ・計画の案の作成に関すること
- ・その他、計画の策定に係る必要な事項に関すること

◆ 構成員

令和7年1月31日時点

	所属部局	職 名	備 考
1	こども家庭部	次長	座 長
2		次長（保育・児童健全育成担当）	
3		こども支援課長	
4		こども保育課長	
5		こども福祉課長	
6		こども健康課長	
7		子育て支援センター所長	
8	企画管理部	企画調整課長	
9	財 務 部	財政課長	
10	防災危機管理部	防災危機管理課長	
11	福祉保健部	福祉政策課長	
12	市民生活部	地域コミュニティ推進課長	
13	環 境 部	環境政策課長	
14	商工労働部	商工労政課長	
15	農林水産部	農政企画課長	
16	活力都市創造部	都市計画課長	
17	建 設 部	建設政策課長	
18	上下水道局	経営企画課長	
19	病院事業局	経営管理課長	
20	教育委員会	教育総務課長	
21	消 防 局	総務課長	

4 計画策定にかかる調査の概要

◆ 調査の目的

①子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

第3期富山市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、必要な情報を得るため、子育て家庭のニーズについて動向分析等を行い、本市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的に実施しました。

②子どもの生活実態調査

本市における子どもや家庭の生活等の実態を把握し、今後の子ども・子育てにかかる施策に反映することを目的に実施しました。

③子ども・若者・子育て世帯へのアンケート調査

まちなかのイベントや施設を訪れる子どもや若者、子育て当事者から、子どもや子育てに関する生の声をより多く集め、今後の本市のこども計画の策定に活かすことを目的に実施しました。

◆ 調査の実施方法と回収結果

①子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査		
調 査 対 象	就学前児童を持つ保護者	小学生を持つ保護者
調 査 期 間	令和5年11月28日～12月25日	令和5年11月28日～12月8日
調 査 方 法	郵送により配布・回収（Web回答も可）	小学校を通じて配布・回収
配 布 数	7,500人	2,500人
回 収 数	3,933人	2,383人
回 収 率	52.4%	95.3%
②子どもの生活実態調査		
調 査 対 象	小学5年生とその保護者	中学2年生とその保護者
調 査 期 間	令和5年12月5日～22日	
調 査 方 法	小学校を通じて配布・回収	中学校を通じて配布・回収
配 布 数	3,159人	3,296人
回 収 数	児童2,920人 保護者2,926人	児童2,800人 保護者2,786人
回 収 率	児童 92.4% 保護者 92.6%	児童 85.0% 保護者 84.5%
③子ども・若者・子育て世帯へのアンケート調査		
調 査 対 象	子ども（小学校高学年程度以上）・若者	子育て当事者（保護者）
調 査 日 調 査 場 所	令和5年10月29日：越中大手市場トランジットモール会場周辺 令和6年1月28日：商業施設「ファボーレ」（ときめきの広場ほか） 2月1・4日：富山駅南北自由通路 3会場で計4回実施	
調 査 方 法	街頭調査（記入またはヒアリング）	
回 収 数	755人	333人

5 用語解説

あ行

■アウトリーチ

自ら支援を求めることが難しい人や支援につながることに拒否的な人に対し、支援を届けるため、積極的な訪問などにより、支援や情報を届けること。

■育さぽとやま

富山市が行っている子育て支援の情報をわかりやすくまとめたウェブサイトのこと。

■いじめの解消率

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に基づく統計で、当該年度の小・中学校におけるいじめの認知件数のうち、いじめの行為が少なくとも3か月間止み、かつ、被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていない案件が占める割合のこと。

■EBPM

Evidence Based Policy Making の略。政策の企画をエピソードなどに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で客観的データなど合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする事。

■医療的ケア児

日常生活や社会生活を営むために人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引などの医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠な児童。

か行

■核家族化

核家族とは、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、ひとり親と子どもからなる世帯のこと、これらの世帯数が増加し、三世代（夫婦、子どもと夫婦の父母からなる世帯等）以上の世帯数が減少する状態のこと。

■学童期

小学生年代。

■企業主導型保育事業

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供する事業で、企業が設置する保育施設や企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、その整備費や運営費の助成を国が直接行うもの。

■合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む子どもの数を表す値。

■子育て支援センター

子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援等に関する講習の実施などを行う施設。

■こども家庭センター

市区町村において、妊婦や乳幼児の保護者を支援する「子育て世帯包括支援センター」と、虐待や貧困といった問題を抱える家庭を支援する「子ども家庭総合支援拠点」を一元化し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、児童福祉と母子保健の両面から一体的に相談支援を行う機関。

■こどもまんなか

すべての子どもや若者が幸せに暮らせるように、常に子どもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、社会全体で支えていくこと。

さ行

■ジェンダー

人間に、生まれつきの生物学的性別がある一方で、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）という。

■思春期

中学生年代から概ね18歳まで。

■児童発達支援

集団療育や個別療育を行う必要がある未就学の障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス。

■児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

■社会的養護

保護者のない児童、（児童虐待等により）保護者に監護させることが適当でない児童等を公的責任において社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

■周産期医療

周産期とは妊娠22週から出生後7日未満のことをいい、周産期医療とは妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のこと。

■重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する市町村の事業。

■障害児通所支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を提供するサービス。

■スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者で、児童生徒、保護者、教職員の当面する悩みなどについて相談に応じ、適切な指導・助言を行う者。

■スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒に支援を行う専門家。

■生活困窮者自立支援制度

平成 25 年に公布された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、福祉事務所設置自治体が自立相談支援事業や住居確保給付金の支給などを行う制度。

■青年期

概ね 18 歳から概ね 30 歳未満。

た行

■地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズに対応するとともに、待機児童を解消するため、保育所（原則 20 人以上）より少人数の単位で 0 歳から 2 歳の乳幼児を保育する事業。小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の 4 種類があり、市町村の認可が必要。

- | | |
|------------|---|
| ①小規模保育事業 | 0 歳から 2 歳の乳幼児を対象に、少人数（定員 6～19 人）できめ細かな保育を行う事業。 |
| ②家庭的保育事業 | 0 歳から 2 歳の乳幼児を対象に、家庭的な雰囲気のもと、少人数（定員 5 人以下）できめ細かな保育を行う事業。 |
| ③居宅訪問型保育事業 | 0 歳から 2 歳の乳幼児を対象に、障害や疾患などにより個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅において一対一で保育を行う事業。 |
| ④事業所内保育事業 | 0 歳から 2 歳の乳幼児を対象に、企業等の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業。 |

■地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

■デイケア

日中、施設に通い受ける支援。

■DV

Domestic Violence の略。配偶者や交際相手など、親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力のこと。子どものいる場合、その子への影響も懸念されている。

■等価世帯収入

家族人数による差を調整するため、当該世帯の収入を同居している家族人数の平方根で除した金額（世帯年間収入÷ $\sqrt{\text{家族人数}}$ ）。

■特定教育・保育施設

保育所、幼稚園、認定こども園などのうち、施設型給付費を受ける施設として、市町村長が「確認」した「教育・保育施設」のこと。

■特定妊婦

児童福祉法において、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とされている。若年や貧困、障害などによる育児困難、DVなどの困難な状況を抱えていたり、複合的な問題を抱えているケースがある。

■共働き・共育て

共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、夫婦共に子育てもしていくこと。そのための制度づくりや意識の醸成が求められている。

な行

■ニート

労働力調査における 15～34 歳の非労働力人口（就業者、完全失業者を除く人口）のうち、家事も通学もしていない人のこと。若年無業者ともいう。

■認可外保育施設

児童福祉法第35条に基づき設置された「認可保育所」以外で、保育を目的に子どもを預かる施設の総称。

は行

■発達障害

発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとされている。

■ひきこもり

社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態のこと。

■フリースクール

一般に、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。

■保育教諭

学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園で働く職員で、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有している者のこと。

■放課後等デイサービス

就学している障害のある児童に、放課後や夏休み等の学校の休業日において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービス。

ま行

■ママ手帳

母子健康手帳とともに交付される手帳で、子育てケアプラン（セルフプラン）や産婦健康診査の結果、産後のこころとからだについて記録できる。

や行

■ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。

■U・I・Jターン

生まれ育った故郷から進学や就職を機に都会へ移住した後、再び生まれ育った故郷に移住する「Uターン」、生まれ育った故郷から進学や就職を機に故郷にはない要素を求め、故郷とは別の地域に移住する「Iターン」、生まれ育った故郷から進学や就職を機に都会へ移住した後、故郷にほど近い地方都市に移住する「Jターン」の総称。

■要支援児童

児童福祉法において、「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」（要保護児童を除く）とされている。

■要保護児童

児童福祉法において、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童」とされている。保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事情にある子どもや虐待を受けている子どもなどが該当する。

ら行

■療育

障害のある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障害の特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助のこと。

■レスパイト

子育てや障害のある児童等の介護で疲弊している家族に必要な休息のこと。一時的に子育てや介護を代替するサービスを利用することで、リフレッシュが図られている。

わ行

■若者

こども大綱において「思春期及び青年期の者」、すなわち、中学生年代から概ね 30 歳未満、施策によってはポスト青年期の者も対象とする、とされている。

富山市こども計画

発行年月	令和 7 年 3 月
発 行	富山市
編 集	こども家庭部こども支援課 〒930-8510 富山市新桜町7番38号 TEL 076-443-2252 FAX 076-443-2169 URL https://www.city.toyama.lg.jp